

チョウ目害虫抵抗性ワタ COT102 系統（飼料）に係る食品健康影響評価について

1. 経緯

遺伝子組換えワタ「チョウ目害虫抵抗性ワタ COT102 系統」（以下「ワタ COT102」という。）については、平成 21 年 11 月 24 日付けで遺伝子組換え飼料の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品種の概要

ワタ COT102 は、チョウ目害虫に対する抵抗性を付与するために改変 *vip3A* 遺伝子（*mvip3A* 遺伝子）を導入したものである。

mvip3A 遺伝子の供与体は、グラム陽性土壌細菌である *Bacillus thuringiensis* AB88 株であり、*mvip3A* 遺伝子によって産生される mVip3A タンパク質は、ワタ栽培で発生する cotton bollworm (*Helicoverpa zea*)、tobacco budworm (*Heliothis virescens*)、pink bollworm (*Pectinophora gossypiella*) 等のチョウ目害虫に対して殺虫活性を示す。

また、ワタ COT102 には選抜マーカーとして、ハイグロマイシン B リン酸基転移酵素遺伝子（*aph4* 遺伝子）が導入されている。*aph4* 遺伝子の供与体は *Escherichia coli* K-12 株であり、ワタ COT102 は APH4 タンパク質を産生することにより、抗生物質であるハイグロマイシン B に対する耐性が付与される。

3. 利用目的および利用方法

ワタ COT102 の飼料としての利用目的や利用方法は、従来のワタと相違はない。

4. 諸外国における申請等

申請国	申請・確認年月	申請先
米国	2005 年 7 月確認終了	米国食品医薬品庁 (FDA)
オーストラリア・ニュージーランド	2005 年 2 月承認	オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関 (FSANZ)